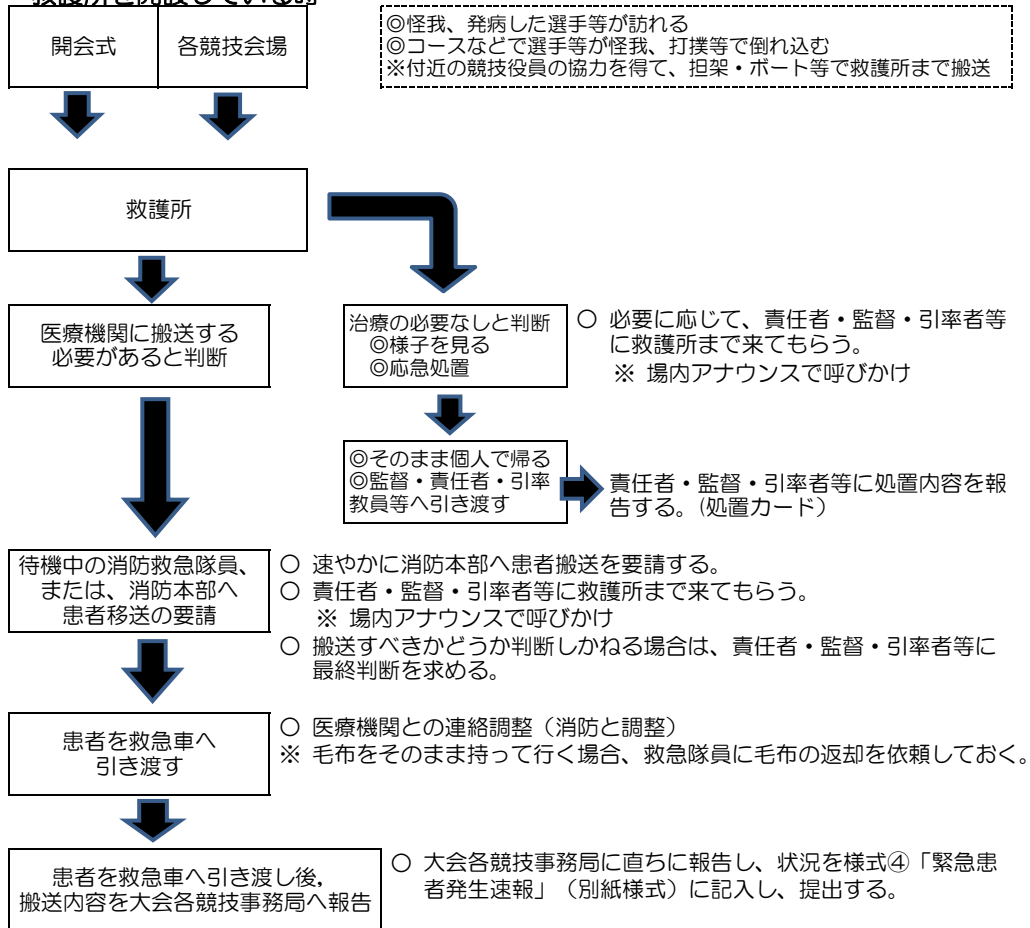


医療・救護連絡系統図

1 救護所を開設している時



2 救護所を開設していない時

(1) 練習中の負傷・発病等

- ① 救護所が未開設時に負傷・発病した場合、競技会場内の競技役員等に選手・監督等が申し出る。
 - 大会各競技事務局等で、応急処置並びに責任者等への連絡をする。
- ② 競技役員等は、患者搬送が必要と認められる場合、または責任者・監督・引率者が必要と判断した場合、救急車の要請をする。
 - 患者搬送が行われたならば、大会各競技事務局に電話で直ちに報告し、状況を様式④「緊急患者発生速報」に記入し、提出する。
 - ※ 用紙は各競技会場事務局に準備しておく。

(2) 宿舍での負傷・発病等

- ① 宿泊する施設等で負傷・発病し、医療機関で受診する場合は、宿舍に申し出た上、都道府県の責任者・監督・引率者が最寄りの医療機関と連絡を取り受診する。
 - 医療機関を受診した場合は、様式②「病院受診報告書」を受診の結果、感染症や食中毒と診断された場合は、直ちに大会事務局に一報を入れ、翌日8:00までに、様式③「感染症等罹患届書」を各救護所に提出する。
- ② 都道府県の責任者・監督・引率者が必要と認めた場合は救急自動車を要請し、搬送する。
 - 責任者・監督・引率者は、患者搬送が行われた場合、大会各競技事務局に電話で直ちに報告し、その後、様式④「緊急患者発生速報」に記入し、提出する。
 - ※ 用紙はあらかじめ各宿舍に配付しておく。

3 インフルエンザや感染性胃腸炎、食中毒が疑われる場合

(1) インフルエンザが疑われる場合

- ① 国や県から出される最新の情報に従い、速やかに受診する。
 - 責任者・監督・引率者は、医療機関を受診した場合は様式②「病院受診報告書」を、受診の結果、インフルエンザ等の感染症と診断された場合は、直ちに大会各事務局に電話で報告し、様式③「感染症等罹患届書」を大会各競技事務局に提出する。さらに宿舍にもその旨を報告する。

(2) 感染性胃腸炎や食中毒が疑われる場合

- ① 感染性胃腸炎や食中毒が疑われる場合は速やかに受診すること。
 - 医療機関を受診した場合、責任者・監督・引率者は、様式②「病院受診報告書」を提出する。さらに、受診の結果、ノロウイルス等の食中毒と診断された場合は、様式③「感染症等罹患届書」を大会各競技事務局に提出し、あわせてその旨を宿舍にも報告する。また、いずれの場合にも各事務局に電話連絡を入れる。